

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第5節 関税割当制度	第5節 関税割当制度
<p>(関税割当制度の適用を受ける輸入貨物の取扱い)</p> <p>9の2 1 関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号。以下、この節において「割当政令」という。）第3条第1項の規定により、関税割当制度の対象とされている輸入貨物につき、その輸入申告（特例申告貨物にあっては、特例申告）の際に、割当政令第2条第3項の関税割当証明書（以下本節において「証明書」という。）の提出があり、暫定法別表第一に規定する一定の数量を限度として定められている税率（以下「低税率」という。）を適用する場合の取扱いについては、次による。</p> <p>なお、特例申告貨物にあっては、特例申告書に記載された輸入数量が交付を受けた証明書の数量（当該証明書裏面の関税割当数量の残額欄に残額数量が記載されている場合は、その残額数量。以下この節において同じ。）の範囲を超えることとなった場合には、輸入許可された特例申告貨物の当該証明書に記載された数量を超えることとなった数量分については低税率が適用できないので留意する。</p> <p>輸入申告者が、割当政令第3条第2項の証明書の交付を受けた者であることを確認する。ただし、証明書の交付を受けた者が輸入申告手続を業者等に委任している場合には、関税法基本通達7 2 の規定に従い委任状又は購入依頼書等により当該通関業者等の委任を受けていることの確認を行う。</p> <p>輸入申告の日が割当政令第2条第4項に定める証明書の有効期間内であることを確認する。</p> <p>輸入数量が証明書の数量の範囲内であって、一括輸入申告された場合は、その全量について低税率を適用する。</p> <p>輸入数量の一部について低税率の適用を受けようとする場合で、当該一部の数量が証明書の数量の範囲内であるときは、輸入（納税）申告書（C 5020）（特例申告貨物にあっては、特例申告書。下記 <u>及び</u> において同じ。）の「品名」欄に当該一部の数量とそれ以外の数量とを区分けして<u>申告し</u>、当該一部の数量について低税率を適用する。</p> <p>上記 又は により輸入貨物に低税率の適用をする場合には当該貨物の輸入（納税）申告書に</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 関税割当貨物 貨物証明書第号 </div> <p>の表示を行うとともに、証明書裏面の税關申告番号及び申告年月日欄に、輸</p>	<p>(関税割当制度の適用を受ける輸入貨物の取扱い)</p> <p>9の2 1 関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号。以下、この節において「割当政令」という。）第3条第1項の規定により、関税割当制度の対象とされている輸入貨物につき、その輸入申告（特例申告貨物にあっては、特例申告）の際に、割当政令第2条第3項の関税割当証明書（以下本節において「証明書」という。）の提出があり、暫定法別表第一に規定する一定の数量を限度として定められている税率（以下「低税率」という。）を適用する場合の取扱いについては、次による。</p> <p>なお、特例申告貨物にあっては、特例申告書に記載された輸入数量が交付を受けた証明書の数量（当該証明書裏面の関税割当数量の残額欄に残額数量が記載されている場合は、その残額数量。以下この節において同じ。）の範囲を超えることとなった場合には、輸入許可された特例申告貨物の当該証明書に記載された数量を超えることとなった数量分については低税率が適用できないので留意する。</p> <p>輸入申告者が、割当政令第3条第2項の証明書の交付を受けた者であることを確認する。ただし、証明書の交付を受けた者が輸入申告手続を業者等に委任している場合には、<u>通關業者による代理申告</u>の規定に従い委任状又は購入依頼書等により当該通關業者等の委任を受けていることの確認を行う。</p> <p>及び (同左)</p> <p>輸入数量の一部について低税率の適用を受けようとする場合で、当該一部の数量が証明書の数量の範囲内であるときは、輸入（納税）申告書（C 5020）（特例申告貨物にあっては、特例申告書。下記 において同じ。）の「品名」欄に当該一部の数量とそれ以外の数量とを区分けして<u>申告させ</u>、当該一部の数量について低税率を適用する。</p> <p>(同左)</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>入申告番号及び輸入申告年月日を記入する。</p> <p>証明書の交付を受けた複数の者に係る貨物が1仕入書で到着した場合であって、証明書への裏書あるいは関税徴収上支障がないときは、便宜、1輸入（納税）申告書に各証明取得者を輸入申告者として列記させた上、一括して取扱輸入商社に代理申告することとして差し支えない。</p> <p>（関税割当証明書の提出の猶予）</p> <p>9の2 3 割当政令第3条第1項ただし書の規定に関する用語の意義及びその取扱いについては、次による。</p> <p>「やむを得ない理由」とは、年度又は年度の下期（10月1日から翌年3月31日まで）の初期における関税割当手続の遅延のため、輸入申告（特例申告貨物にあっては、特例申告）の際に証明書を提出することができない場合等をいう。</p> <p>「相当の期間」とは、原則として、2月の範囲内で適當と認める期間をいい、その期間内で猶予期間を指定する。</p> <p>なお、2月以内に証明書を提出することができないことについてやむを得ない理由があると認めたときは、願出により、適當と認める期間の延長を認めて差し支えない。</p> <p>証明書の提出猶予の申請は、「関税割当証明書提出猶予申請書」（T-1000）2通（原本、承認書用）を提出することによって行い、証明書の提出猶予を認めたときは、うち1通（承認書用）にその期限を記入の上、承認印を押なつして申請者に交付する。</p> <p style="text-align: center;">第6節 変質、損傷等の場合の減税又は戻し税</p> <p>（変質又は損傷による減税の手続）</p> <p>10 6 令第3条の規定による減税の手続については、次による。</p> <p>申告納税方式が適用される貨物のうち、次に掲げるものについては、輸入（納税）申告書（特例申告貨物にあっては、特例申告書）に「変質・損傷減税明細書」（T-1010）1通（会計検査院に送付する必要がある場合には会計検査院用として1通を加える。（関税法基本通達7-4参照））を添付して提出する。</p> <p>イ 保税蔵置場等に蔵置されている従価税品で、課税物件の確定の時（蔵入承認等の時）以後輸入申告の時までに変質又は損傷があり、その変質又は</p>	<p>証明書の交付を受けた複数の者に係る貨物が1仕入書で到着した場合であって、証明書への裏書あるいは関税徴収上支障がないときは、便宜、1輸入（納税）申告書に各証明取得者を輸入申告者として列記させた上、一括して取扱輸入商社に代理申告させることとして差し支えない。</p> <p>（関税割当証明書の提出の猶予）</p> <p>9の2 3 割当政令第3条第1項ただし書（（証明書の提出の猶予））の規定に関する用語の意義及びその取扱いについては、次による。</p> <p>「やむを得ない理由」とは、年度又は年度の下期（10月1日から翌年3月31日まで）の初期における関税割当手続の遅延のため、輸入申告の際に証明書を提出することができない場合等をいう。</p> <p>（同左）</p> <p>証明書の提出猶予の申請は、「関税割当証明書提出猶予申請書」（T-1000）2通（原本、承認書用）を提出することによって行わせ、証明書の提出猶予を認めたときは、うち1通（承認書用）にその期限を記入の上、承認印を押なつして申請者に交付する。</p> <p style="text-align: center;">第6節 変質、損傷等の場合の減税又は戻し税</p> <p>（変質又は損傷による減税の手続）</p> <p>10 6 令第3条（（変質又は損傷による減税の手続））の規定による減税の手続については、次による。</p> <p>申告納税方式が適用される貨物のうち、次に掲げるものについては、輸入（納税）申告書に「変質・損傷減税明細書」（T-1010）1通（会計検査院に送付する必要がある場合には会計検査院用として1通を加える。（関税法基本通達7-4参照））を添付して提出させる（令第3条第1項）。</p> <p>イ 保税蔵置場等に蔵置されている従価税品で、課税物件の確定の時（蔵入承認等の時）以後輸入申告の時までに変質又は損傷があり、その変質又は</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>承認等の時) 以後輸入申告の時までに変質又は損傷があり、その変質又は損傷が税率の変更(低減)をきたすもの</p> <p>□ 従量税率品で、法第4条の5に規定する輸入申告等の時までに変質又は損傷したもの</p> <p>申告納税方式が適用される上記以外の貨物で、法第4条の5に規定する輸入申告等の時の後、輸入の許可又は輸入の許可前引取の承認の時までに変質又は損傷したものについては、更正の請求の手続によることとなる。</p> <p>賦課課税方式が適用される貨物についての変質又は損傷による減税の申請は、輸入申告書に「変質・損傷減税申請書」(変質・損傷減税明細書の表題中「明細書」を「申請書」に訂正の上使用して差し支えない。)2通(原本、承認書用)(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。)を添付して行うこととし、これを承認したときは、うち1通(承認書用)に承認印(C 5006)を押なつして申請者に交付する。</p> <p>減税明細書の記載事項の確認については、次による。</p> <p>イ 減税明細書に記載された「変質又は損傷の原因及び程度」については、申請に係る減税の額の算定の基礎となつた変質又は損傷の原因及び程度を確認する。</p> <p>□ 「関税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎」については、具体的に減税要求額及びその額の計算の基盤となつた算式及び税番の適用並びに令第2条第1項第1号又は第2号のいずれの適用を受けるかを確認する。なお、具体的減税要求額の証明として、当該貨物について保険会社の調査資料等がある場合には、これを添付するよう指導する。</p> <p>従量税品について、課税物件確定の時までに生じた変質又は損傷により減税を受ける場合には、当該変質又は損傷の理由を証する書類(例えば、海難を証する書類)を提出する。</p>	<p>損傷が税率の変更(低減)をきたすもの</p> <p>□ 従量税率品で、法第4条の5((変質又は損傷に係る輸入貨物の価格の決定))に規定する輸入申告等の時までに変質又は損傷したもの</p> <p>申告納税方式が適用される上記以外の貨物で、法第4条の5に規定する輸入申告等の時の後、輸入の許可又は輸入の許可前引取の承認の時までに変質又は損傷したものについては、更正の請求の手続によることとなる。(令第3条第2項)</p> <p>賦課課税方式が適用される貨物についての変質又は損傷による減税の申請は、輸入申告書に「変質・損傷減税申請書」(変質・損傷減税明細書の表題中「明細書」を「申請書」に訂正の上使用させて差し支えない。)2通(原本、承認書用)(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。)を添付して行わせ(令第3条第3項)、これを承認したときは、うち1通(承認書用)に承認印(C 5006)を押なつして申請者に交付する。</p> <p>減税明細書の記載事項の確認については、次による。</p> <p>イ 減税明細書に記載された「変質又は損傷の原因及び程度」については、申請に係る減税の額の算定の基礎となつた変質又は損傷の原因及び程度を確認する。</p> <p>□ 「関税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎」については、具体的に減税要求額及びその額の計算の基盤となつた算式及び税番の適用並びに令第2条第1項第1号又は第2号のいずれの適用を受けるかを確認する。なお、具体的減税要求額の証明として、当該貨物について保険会社の調査資料等がある場合には、これを添付するよう指導する。</p> <p>従量税品について、課税物件確定の時までに生じた変質又は損傷により減税を受ける場合には、当該変質又は損傷の理由を証する書類(例えば、海難を証する書類)を提出させる。</p>
第8節 製造用原料品の減税又は免税	第8節 製造用原料品の減税又は免税
(製造用原料品の輸入(減免税)手続)	(製造用原料品の輸入(減免税)手続)
13 11 製造用原料品の輸入(減免税)の手続については、次による。	13 11 製造用原料品の輸入(減免税)の手続については、次による。
輸入(減免税)製造用原料品の輸入(減免税)手続は、原則として、輸入(減免税)製造用原料品の陸揚地を所轄する税關(以下「輸入地所轄税關」)	輸入(減免税)製造用原料品の輸入(減免税)手続は、原則として、輸入(減免税)製造用原料品の陸揚地を所轄する税關(以下「輸入地所轄税關」)

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>という。)において行うこととし、輸入(減免税)製造用原料品が到着港において陸揚げされることなく、製造工場に併設される保税蔵置場に海路運送される場合には、製造工場の所在地を所轄する税關(以下「承認工場所轄税關」という。)において行う。</p> <p>令第 7 条第 1 項に規定する書面は、「製造用原料品・輸出貨物製造用原料品減免税明細書」(T - 1100)とし、2 通(原本、保税監督部門用)(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として 1 通を加える。)を提出することを求めるものとする。この場合において、保税監督部門用の免税明細書は、承認工場所轄税關の保税監督部門へ送付する。</p> <p>輸入(減免税)製造用原料品の免税申請は、輸入(減免税)製造用原料品の輸入申告(特例申告貨物にあっては、特例申告。<u>第 9 節、第 11 節、第 12 節、第 16 節及び第 17 節</u>において同じ。)の際に、「輸入(納税)申告書」(C 5020)(特例申告貨物にあっては、特例申告書。以下この節、第 12 節、<u>第 15 節、第 16 節、第 18 節及び第 20 節</u>において同じ。)を通常の部数より 1 通多く提出して行い、税關においてこれを許可した(特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出を受けた)ときは、輸入(納税)申告書 1 通に許可印(特例申告貨物にあっては、審査印)を押なつして申告者へ交付し、他の 1 通を承認工場所轄税關の保税監督部門へ送付する。</p> <p>法第 13 条第 3 項の規定による担保は、輸入申告者の資力、信用等が確実と認められ、関税の徴収上支障がないと認められるときは、原則として提供を省略して差し支えないものとする。</p>	<p>という。)において行わせることとし、輸入(減免税)製造用原料品が到着港において陸揚げされることなく、製造工場に併設される保税蔵置場に海路運送される場合には、製造工場の所在地を所轄する税關(以下「承認工場所轄税關」という。)において行わせる。</p> <p>(同左)</p>
第 9 節 無条件免税	第 9 節 無条件免税
<p>(品質を表示するラベルの無条件免税)</p> <p>14 10 法第 14 条第 6 号の 2 の規定に基づき<u>令第 13 条の 5</u>において指定されているラベルには、例えば、米国の UL(Underwriters Laboratories Inc の略)ラベル、カナダの CSA(Canadian Standards Association の略)ラベル等がこれに該当する。</p>	<p>(品質を表示するラベルの無条件免税)</p> <p>14 10 法第 14 条第 6 号の 2 ((品質を表示するラベルの無条件免税))の規定に基づき<u>令第 13 条の 4 ((関税を免除するラベルの指定))</u>において指定されているラベルには、例えば、米国の UL(Underwriters Laboratories Inc の略)ラベル、カナダの CSA(Canadian Standards Association の略)ラベル等がこれに該当する。</p>
<p>(携帯品の無条件免税)</p> <p>14 - 11 法第 14 条第 7 号に規定する携帯品の免税の取扱いについては、次による。</p>	<p>(携帯品の無条件免税)</p> <p>14 - 11 法第 14 条第 7 号((無条件免税))に規定する携帯品の免税の取扱いについては、次による。</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>規則第 2 条の 4 第 3 項に規定する「衣類、書籍、化粧用品、身辺装飾用品その他の本邦に入国する者の私用に供することを目的とし、かつ、その者の入国の事由、滞在の期間、職業その他の事情を勘案して税関長が必要と認める物品」については、現に使用中のもの又は明らかに当該旅行中に使用すると認められるものに限る。ただし、居住者が帰国又は再入国の際携帯（別送を含む。以下同じ。）して輸入する身辺装飾用品等のうち、外国で取得したものは原則として関税を課す。</p> <p>法第 14 条第 7 号に規定する目的により本邦に入国する者（船舶又は航空機乗組員を除く。以下「旅客」という。）が携帯して輸入する家具、調度品等は、次のイ又はロいずれかに該当する場合に限り、規則第 2 条の 4 第 3 項に規定する「本邦に入国する者の私用に供することを目的として、かつ、その者の入国の事由、滞在の期間、職業その他の事情を勘案して税関長が必要と認める物品」とする。</p> <p>イ 本邦に住所を有する旅客のうち、半年以上外国の同一場所（職業、その他の事情を勘案して税関長がやむを得ないと認める地域内の移転を含む。）で生活をしていた者が、その居所を本邦に移転するため、本邦に入国する際携帯して輸入する家具、調度品等で、旅客が当該物品を相当期間にわたって当該居所において私用に供しており、かつ、引き続き本邦において私用に供すると認められる場合</p> <p>ロ 本邦に住所を有しない旅客のうち旅券その他の公的書類等により半年以上本邦で生活することが確実と認められる者が、その居所を本邦に移転するため、本邦に入国する際携帯して輸入する家具、調度品等で、外国において旅客が私用に供しており、かつ、その入国の目的、職業、居住様式等により引き続き使用すると認められる場合</p> <p>規則第 2 条の 4 第 2 項及び第 5 項に規定する船舶の乗組員に係る航海日数については、次のイ又はロにより計算して差し支えない。</p> <p>イ 本邦と外国との間を一定のスケジュールで継続的に就航している船舶の乗組員については、当該船舶の 1 航海の日数が 1 月未満であっても、航海の日数が通算して 1 月以上になったときの入港時において、便宜、1 航海 1 月以上の欄を適用して差し支えない。この場合、入港ごとに、規則第 2 条の 4 第 2 項の表の第 1 号及び同条第 5 項の表の第 1 号に規定する免税範囲が適用されないので、留意する。</p> <p>なお、適用に際しては、乗組員携帯品申告書にその適用状況を注記しておくこと。</p>	<p>規則第 2 条の 4 第 3 項((入国者が輸入する携帯品等の免税))に規定する「衣類、書籍、化粧用品、身辺装飾用品その他の本邦に入国する者の私用に供することを目的とし、かつ、その者の入国の事由、滞在の期間、職業その他の事情を勘案して税関長が必要と認める物品」については、現に使用中のもの又は明らかに当該旅行中に使用すると認められるものに限る。ただし、居住者が帰国又は再入国の際携帯（別送を含む。以下同じ。）して輸入する身辺装飾用品等のうち、外国で取得したものは原則として関税を課す。</p> <p>法第 14 条第 7 号に規定する目的により本邦に入国する者（船舶又は航空機乗組員を除く。以下「旅客」という。）が携帯して輸入する家具、調度品等は、次のイ又はロいずれかに該当する場合に限り、規則第 2 条の 4 第 3 項に規定する「本邦に入国する者の私用に供することを目的として、かつ、その者の入国の事由、滞在の期間、職業その他の事情を勘案して税関長が必要と認める物品」とする。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 本邦に住所を有しない旅客のうちパスポートその他の公的書類により半年以上本邦で生活することが確実と認められる者が、その居所を本邦に移転するため、本邦に入国する際携帯して輸入する家具、調度品等で、外国において旅客が私用に供しており、かつ、その入国の目的、職業、居住様式等により引き続き使用すると認められる場合</p> <p>～ （同左）</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>□ 転船等により航海の途中で乗船した者は、便宜、当該船舶の他の乗組員の場合に準じて取り扱って差し支えない。</p> <p>本邦に入国する旅客が携帯して輸入するたばこについて、規則第 2 条の 4 第 2 項の表の第 5 号の下欄に掲げる「税関長が適當と認める数量」とは、本邦において製造されて輸出用として売り渡されたたばこ及びそれ以外のたばこについて、外国製たばこに適用される数量と同数量とする。</p> <p>船舶の乗組員が携帯して輸入するたばこについては、上陸するごとに規則第 2 条の 4 第 2 項の表の第 1 号から第 4 号の下欄に掲げる数量以下のものの関税を免除する。なお、資格内変等の一時上陸以外の目的で下船（退職のための下船を除く。）する船舶の乗組員が携帯して輸入するたばこについては、規則第 2 条の 4 第 2 項の表の第 5 号の下欄に規定する「居住者である場合」の数量を適用する。</p> <p>規則第 2 条の 4 第 4 項に規定する「一品目」とは、「携帯品・別送品申告書」(C - 5360) の品名欄の一欄程度の分類による。</p> <p>規則第 2 条の 4 第 4 項ただし書きに規定する総額の算定に含めないこととした物品は課税しないこととなるので、留意する。</p> <p>規則第 2 条の 4 第 2 項又は第 5 項の表の下欄に規定する数量又は金額を超過する場合において、超過することとなる携帯品が分割できない物品であるときは、超過した数量又は金額に対してのみ課税することなく、当該分割することができない物品に対して課税することとなるので、留意する。</p> <p>本邦に入国する旅客又は乗組員が携帯して輸入する託送品については、法第 14 条第 7 号に規定する「その個人的な使用に供するもの」には含まれないこととなるので、留意する。</p> <p>ただし、当該託送品の課税価格の合計額が 1 万円以下である場合は、原則として法第 14 条第 18 号の適用があるので、留意する。なお、旅客等が携帯して輸入する物品が託送品であるかどうかの認定は、当該物品の包装状態、旅客等の申告等によって差し支えない。</p> <p>(別送する携帯品の免税の手続等)</p> <p>14 12 令第 14 条第 1 項に規定する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>「やむを得ない特別の自由」とは、次の場合をいう。</p> <p>イ 当該物品を積載していた船舶又は航空機が遭難その他の事故により本邦に到着することが遅延した場合</p>	<p>本邦に入国する旅客又は乗組員が携帯して輸入する託送品については、法第 14 条第 7 号に規定する「その個人的な使用に供するもの」には含まれないこととなるので、留意する。</p> <p>ただし、当該託送品の課税価格の合計額が 1 万円以下である場合は、原則として法第 14 条第 18 号(<u>少額貨物の免税</u>)の適用があるので、留意する。なお、旅客等が携帯して輸入する物品が託送品であるかどうかの認定は、当該物品の包装状態、旅客等の申告等によって差し支えない。</p> <p>(別送する携帯品の免税の手続等)</p> <p>14 12 令第 14 条第 1 項(<u>別送する携帯品の免税の手続</u>)に規定する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(同左)</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵關第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>□ 当該物品の輸出港又は輸入港において荷役のストライキその他これに類する事由により貨物の積卸しが遅延したため本邦に到着又は輸入することが遅延した場合</p> <p>ハ その他税関長が真にやむを得ないものと認めた場合 携帯品の別送手続については、関税法基本通達 67 4 10 による。</p> <p>（引越荷物の無条件免税）</p> <p>14 13 法第 14 条第 8 号に規定する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>「本邦に住所を移転する」とは、本邦に生活の本拠を移転することをいう。ただし、次の場合には本邦に住所を移転するものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>イ 本邦に住所を有しない者が本邦に入国する場合で、旅券その他の公的書類等によって本邦に住居を設定して少なくとも 1 年以上滞在すると認められる場合</p> <p>□ 本邦から外国に住所を移転し、本邦に入国する前に引き続き 1 年以上外国に居住していた者が、再び本邦に住所を移転するため入国する場合</p> <p>入国者が輸入する物品のうち、当該入国者又はその家族が既に使用したものであるか否か不明なものについては、当該入国者又はその家族の個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具で、個人的な事情に照らし、通常、かつ、相応と認められるものに限り、本号により免税して差し支えない。</p> <p>法第 16 条第 1 第 4 号に掲げる機関の職員のうち同条の規定により関税免税の特権を認められない職員及びその家族（日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の公務を帯びる者及びその家族を含む。）については、これらの者が所有する公用旅券には通常本邦における滞在期間が記載されていないので、便宜、外務省の発給する証明書等により本邦への転勤等本邦への住所の移転の事実を確認の上、本邦に住所を移転する者と認定して差し支えない。</p> <p>海外在住者の遺留品及び通常本邦に住所を有する者が本邦以外の甲国から乙国へ引越しをする場合において、甲国において使用した物品（自動車、船舶及び航空機を除く。）で乙国において使用する必要がない等のため本邦に送り越したもののは、便宜、本号により取扱って差し支えない。</p>	<p>携帯品の別送手続については、関税法基本通達 67 4 10<u>（旅具通関扱いをする貨物の輸入申告）</u>による。</p> <p>（引越荷物の無条件免税）</p> <p>14 13 法第 14 条第 8 号（<u>（無条件免税）</u>）に規定する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>「本邦に住所を移転する」とは、本邦に生活の本拠を移転することをいう。ただし、次の場合には本邦に住所を移転するものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>イ 本邦に住所を有しない者が本邦に入国する場合で、<u>パスポート</u>その他の公的書類によって本邦に住居を設定して少なくとも 1 年以上滞在すると認められる場合</p> <p>□ （同左）</p> <p>（同左）</p> <p>法第 16 条第 1 項第 4 号（<u>（外交官用貨物等の免税）</u>）に掲げる機関の職員のうち同条の規定により関税免税の特権を認められない職員及びその家族（日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の公務を帯びる者及びその家族を含む。）については、これらの者が所有する公用旅券には通常本邦における滞在期間が記載されていないので、便宜、外務省の発給する証明書等により本邦への転勤等本邦への住所の移転の事実を確認の上、本邦に住所を移転する者と認定して差し支えない。</p> <p>（同左）</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>令第 14 条第 1 項に規定する引越荷物の別送の手続については、関税法基本通達 67.4.10 による。</p> <p>第 18 節 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税 (輸入時と同一状態で再輸出される貨物の輸入時の手続) 19 の 3.2 法第 19 条の 3 第 1 項の規定により関税の払戻しを受けようとする貨物を輸入する際の手続は、通常の輸入手続によるほか、次による。 令第 54 条の 13 第 1 項に規定する書面は、「再輸出貨物確認申請書」(T 1625) とし、2 通（原本、交付用）を輸入（納税）申告書に添付して提出し、後記 19 の 3.3 の規定による確認を行ったときは、うち 1 通（交付用）に確認印を押なつして同条第 3 項の規定に基づき申請者に返付する。 輸入時において、輸出の予定期限又は予定地が不明又は未定の場合には、「再輸出貨物確認申請書」の該当欄に「不明」又は「未定」と記載することにより提出を認めて差し支えない。</p>	<p>令第 14 条第 1 項（別送する引越荷物の免税の手続）に規定する引越荷物の別送の手続については、関税法基本通達 67.4.10（旅具通關扱いをする貨物の輸入申告）による。</p> <p>第 18 節 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税 (輸入時と同一状態で再輸出される貨物の輸入時の手続) 19 の 3.2 法第 19 条の 3 第 1 項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税）の規定により関税の払戻しを受けようとする貨物を輸入する際の手続は、通常の輸入手続によるほか、次による。 令第 54 条の 13 第 1 項（輸入時と同一状態で再輸出される貨物の輸入時の手続）に規定する書面は、「再輸出貨物確認申請書」(T 1625) とし、2 通（原本、交付用）を輸入申告書に添付して提出させ、後記 19 の 3.3 の規定による確認を行つたときは、うち 1 通（交付用）に確認印を押なつして同条第 3 項の規定に基づき申請者に返付する。 (同左)</p>